

【会議の概要】

会 議 名：令和4年度第1回加古川市障害者施策推進協議会

日 時：令和4年6月17日（金）13時30分から15時25分

場 所：加古川市役所 新館10階 大会議室

議 題：（1）第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画の進捗評価について

出 席 者：委員7名、市（事務局）9名

欠 席 者：委員2名

公開・非公開の別：公開（傍聴者なし）

配布資料：別紙NO.1 次第

別紙NO.2 加古川市障害者施策推進協議会 委員名簿

別紙NO.3 加古川市障害者施策推進協議会条例

別紙NO.4 加古川市障害者施策推進協議会公開基準

別紙NO.5 第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画
進捗評価実施要領

別紙NO.6 令和3年度進捗状況評価シート

別紙NO.7 令和3年度活動指標一覧

【協議の概要】

議事（1）第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画の進捗評価について

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画の令和3年度分の進捗評価について、6つの成果目標ごとに取組み内容及び進捗状況、市の評価に関して事務局から説明を行い、委員から意見をいただいた。

以 上

《司会：事務局》

1 開 会

《事務局より配付資料の確認》

2 委嘱状の交付

《新任委員へ委嘱状の交付》

3 部長あいさつ

《部長よりあいさつ》

4 委員紹介

《事務局より着席順に委員紹介》

5 議事 《議長：会長》

（1）第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画の進捗評価について

[会長]

それでは成果目標 1 『福祉施設入所者の地域生活への移行』について、事務局から説明をお願いします。

《事務局より資料に沿って成果目標 1 について実施状況の説明。以下、意見交換の内容。》

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので紹介します。

数値目標①『福祉施設から地域生活への移行者数』にて数値目標 15 人、令和 3 年度の実績 1 人と、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域移行を進めにくい状況が続いていたと思われま。地域で生活をしたと希望されている方で、具体的に地域移行が見込める方はどのくらいか把握されていたら教えてください。また、本人の意向に沿った地域移行を進めるための体制整備や体制づくりについて教えてください。というご質問に対しての本市の回答といたしましては、現状、地域での生活を希望されている方の把握はできておりません。

地域移行を進めるための体制整備につきましては、受入数の確保については、各補助金の設立及び案内を行っております。

体制づくりにつきましては、地域の支援と個人の支援を同時に進める必要があるため、地域住民の障害特性理解のための研修会の開催や、専門的人材育成のための事業案内を行っております。

なお、令和 3 年度は自閉症と重度の知的障害者と重度訪問介護のヘルパーとの生活を追ったドキュメンタリー映画である「道草」の上映会を行いました。令和 4 年度も引き続き研修会の開催を検討しております。

[会長]

事務局より成果目標 1 の説明と委員の質問と回答、あわせてご紹介いただきました。成果目標 1 について、市の評価が C となっておりますが、委員の皆様から意見などはございますか。

[委員]

施設から地域生活支援への移行調査の中で、本人に対しての意向調査も行われているのでしょうか。

また、入所希望者が多数控えている理由としては親の高齢化が関係していると思いますが、本人の希望を取り入れたサービス利用計画作りが常にされているのでしょうか。またモニタリングには必ず本人が同席しているのでしょうか。

[事務局]

福祉施設から地域生活への移行調査の中で、まずは本人の希望を聞いているか、相談員もご希望に添えたサービス等利用計画や支援をしているかについてですが、障害支援区分更新に関わる調査の際には、市の職員と本人は必ず面接をさせていただく機会があります。その際には、現状の生活や、本人のご意向はその都度確認はさせていただいている状況になっております。

一方で、相談支援専門員の方の支援に関わるサービス等利用計画の策定についてですが、アセスメントを必ず計画の作成では行わなければならないとされているところですが、アセスメントにつきましては、相談支援専門員は必ず利用者の居宅等を訪問し、本人とご家族に対して面接をしなければならないとされております。

一方で、昨今は新型コロナウイルスの関係で、感染症対策のため、訪問の代わりとして電話等による手段も、柔軟な対応として認められているところであります。

しかし、そういった代替の方法につきましても、訪問に近いかたちになるように努力をしていただき、利用者の希望を反映し、同意を得たうえで実施されることは市としては要件とさせていただいております。

同様にモニタリングにつきましても、訪問をしていただき、利用者にも面接をすることになっているため、原則はそのような対応をとっていただいております。

[委員]

今後も、本人の思いが活かされるような方法で進めていただきたいと思います。

[会長]

ありがとうございます。その他ご質問ございませんか。

[委員]

今のところで幾つかご質問させていただきます。まず、数値目標①実施状況のところ、「1人が在宅生活へ移行した」とありますが、どちらの方にお住まいを移されたのか、親元に帰られたのか、アパート暮らしされたのか、そのあたり、もし、支障がなければ教えてください。

また、先ほどご発言がありましたが、施設から地域への移行についてはコロナ禍で非常に難しかったとは思いますが、やはりご本人の意向が一番大事だと思います。施設生活が長いと、地域に移りたいですかという通り一遍の質問だけでは、イメージが湧かないということもあると思いますので、今まで、或いはこれからどういう工夫をされるのかということですか。

それから、数値目標②の入所者のところで、やはり待機されている方が多いのは、私も存じておりますが、それは入所施設が一番良いと思って希望されているというよりは、仕方なくという方がほとんどだと思います。つまり、本来であれば、地域の中でご本人を支え、ご家族も安心できるという体制が必要だと思います。そこをどのように体制を作っておられるのでしょうか。

また、今回、施設入所者数の4人削減を目指していたのが、かえって4人増加になった背景があると思うのですが、そのあたりも、どういうふうな働きかけなどをされているのでしょうか。

さらには、施設から地域に移行するときに先ほど申し上げたように、ご本人の意向がなかなか表明しにくく、ピンとこないところもあるので、最近ではピアサポーターが、施設の利用者さんのところに働きかけて、地域に出たらこんな生活になりますよというようなことをやってらっしゃる。

コロナで、今までできていないのだと思いますが、そういうものを活用するという点についてどうされているのか。

それと、やはり施設側の意識がすごく大事だと思います。施設側がぜひ地域に移っていただきたいというような気持ちを持つというのがすごく大事なので、そのあたりで市として考えていらっしゃる事があれば教えていただきたいと思います。

[事務局]

まず、はじめのご質問の「1人が在宅生活へ移行した」という事例は、施設からご両親と一緒にご自宅へ移行をされました。ご本人様とご家族様の意向によって実現した例となっております。

自宅への移行後につきましては、対象の方の障害の特性等も勘案した福祉サービスの見直しというのを行い、臨時的ではありますが3か月間、通常の支給量以上の支給量の決定をさせていただきました。

続きまして、入所ではなく、地域生活で安心して暮らせるような体制づくりについてのご質問に対してですが、グループホームの生活を将来的に希望される方につきましては、ホームページ上でグループホームの生活の暮らしがわかりやすいように、写真や特徴を掲載しております。また、現在は紙資料の作成にも同時に取り組んでいるところです。

一方で、引き続き在宅で生活をご希望される方に、安心して生活できるような体制づくりとしては、介護者の緊急時に備えた短期入所の平時からの利用を進めることについて相談支援専門員にお伝えしていることや、知的障がいの方の支援としては個別の事情を勘案したうえでの重度訪問介護の支給決定を行っております。

個別のケースでのご紹介になりますが、対象者は、ご高齢の両親と3人で生活をしている方で、介護者であるお母様が入退院を繰り返すようになり、お父様はお母様のお見舞いやお父様自身の通院で自宅を不在にすることが多くなり、障害のある方が1人で過ごす時間が増えておりました。そこで、今後の生活としてグループホームの選択肢を提示させていただくこともありましたが、対象者の第一希望は、「在宅生活を続けたい」というご意見だったため、障害支援区分の見直しやヘルパー、相談支援専門員とのケース会議を重ね、重度訪問介護等のヘルパーを調整し、重度訪問介護の支給決定に至ったという事例がございます。

また、地域で理解者を増やしていくための取り組みといたしましては、令和3年度は先ほど申しあげた「道草」の上映会を行いました。引き続き令和4年度に研修会を検討しております。

また、施設から地域生活へ移行するにあたって、ピアサポーターの活用についてのご質問に対してですが、令和3年度におきまして、自立支援協議会内のくらし・こども専門部会において、ピアサポーターの発表の場を設けさせていただき手続きをさせていただいたところですが、新型コロナウイルスの関係で、最終的に発表する段階で、感染拡大になり、延期となっている状況でございます。

令和4年度につきましては、ピアサポーターの方の発表機会というところで、今取り組みを進めているところです。

最後に、施設側に対する働きかけ、施設側の職員に対する働きかけについてですが、現状、施設側へ地域生活に向けた働きかけについてはできていないのが現状です。

直接的な働きかけではないのですが、現在、施設入所を経営する法人の方向けに、グループホームの施設整備補助の案内をし、グループホームの設立を促しております。

令和3年度においては、施設入所を運営する法人からグループホームの設立についてのご相談を受けているところです。

令和4年度以降につきましても、引き続き、地域生活への移行を促すような手続きや取り組みを検討していきます。

[会長]

お話の中でピアサポーターの方のお話があったかと思いますが、委員何かご意見ございますか。

[委員]

ピアサポーターについてですが、現在、加古川市と一緒にピアサポーターの養成に取り組んでおります。

昨年度に関しましては、コロナの関係で養成のセミナーができませんでしたが、今年度は計画をしております、その中で兵庫大学やピアサポーターとして活動したい方への研修を予定しています。

そして、取り組みをしているなかで、なかなか地域移行・地域定着に到達するというか、サポートができるようになるにはまだまだもう少し時間が必要かなというところです。

また、施設に関しては、地域での生活を希望されている方がおられますが、やはり地域の中での受け皿が整っていないのが、現実かなと思います。

今回ピアサポーターの養成を進めていく中でも、相談支援専門員さんや相談支援事業所さんというところですが、特定相談事業所と一般相談支援事業所とあるなかで、どちらかという一般相談支援事業所の数が少ないかなと思います。そのあたりで、県の保健所でもピアサポーターさんの活動を、毎月1回されていて、そういった県の保健所との連携をどういうふうにされているのかを教えてくださいたいです。

[事務局]

健康福祉事務所が活動しているピアサポーターの事業も存じ上げておまして、現在ピアサポーターとして活動されている方が発表の機会や活動の機会の場がないということが課題のひとつとして聞いております。

今回、加古川市としては自立支援協議会のくらし・こども専門部会において、ピアサポーターの方の発表の機会の場を設ける予定で令和3年度は動いておりましたが、そのような機会に健康福祉事務所で活動されているピアサポーターの方につきましても、健康福祉事務所の保健師さんも部会のメンバーに入っていていただいておりますので、お声がけをさせていただき、発表の場や活動機会の場の提供を令和4年度につきましても検討しております。

[会長]

ありがとうございます。その他ご質問はございますか。

[副会長]

情報提供になりますが、施設入所者の意向については、障害支援区分の調査時に把握しておられるとお聞きしましたが、おそらく厚生労働省の数値は、質問への一時的な数値だと思います。私から言えばそれは聞いたことにならないと思います。

職員、市の職員さんの異動が多いので、何年か前お話したかもしれませんが、数年前に松山市が施設入所者に対して、入所を続けたいかどうか、その理由は何かと調査をしまして、その第1質問は厚生労働省の数値とほぼ同じだったのですが、「入所を続けたい理由が解消してもなお、入所を続けたいか」というのが本当の意向ですが、それでいうと、申し訳ないですが、この数値は嘘です。

知的障害者でいえば3倍から4倍、精神障害者の方は4倍から5倍上がってきますので、だからこの7とか8とかそんな数字ではなくて、大体3、4割で考えて対応しないと遅いです。

例えば5%だったら、自分の順番が回ってくるまで20年間かかります。30代の人に、20年辛抱してと同じ加古川市民である人に言えるのかということ、やはりもっと重く受けとめないといけませんし、その入所を続けたい理由も、在宅より施設の方が良いという積極的な理由なんて何一つありません。やむなくという部分があるので、それを同じ市民ということで、どうしていききたいのかという部分は厚労省がどうではなく、自治事務なので、市として何をするのか、しっかりと向き合うべき時期はもう何年も前に来ています。松山市の資料にすぎませんが報告をさせていただきたいと思います。

あと1点は、施設の従事者が退所後の部分をイメージできてないという委員のおっしゃる問題が一番大きいです。施設従事者の方に、在宅の生活をしっかりと見ていただけるような、それを相談支援事業とあわせてやっていくことをしないといけないと思います。イメージできないのに、この方は施設で、在宅でという判断が、施設職員であってもできないと思うので、そのあたりに力を入れられたら良いかなと思っています。

[会長]

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

そろそろこの成果目標1をまとめたいと思いますが、副会長からお話がありましたように、施設よりも在宅の方がいいと思えるような、そんな在宅の受け皿を整えていくことがすべてのような気がいたしました。

市の評価Cでございますけれども、協議会としての評価はCでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは異議なしということでC評価とします。

続いて成果目標2『地域生活支援拠点等が有する機能の充実』について、事務局から説明をお願いします。

《事務局より資料に沿って成果目標2について実施状況の説明。以下、意見交換の内容。》

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますのでご紹介いたします。

「②緊急時の受け入れ・対応について」緊急時の短期入所の利用について、希望された方は、希望された期間に短期入所ができたのでしょうか。

防災と福祉の連携による、個別避難計画作成促進事業活用とありますが、対象となる方はどのような方でしょうか。また、今後、個別避難計画の作成が必要な方は何人ぐらいでしょうか。

というご質問に対しての本市の回答といたしましては、令和3年度は、緊急時短期入所事業の利用には至りませんでした。

なお、緊急的な短期入所の利用希望の相談はありましたが、相談支援専門員と施設側との連携により、事業の活用なしで短期入所の利用に繋がりました。

避難行動要支援者は、在宅で生活している要介護3以上の方、身体障害者手帳1級2級の方、療育手帳A判定を所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方、70歳以上の寝たきりの方、75歳以上のひとり暮らしの方などが該当になります。この条件に該当する方は、市内に約1万人いますが、個別避難計画については、避難行動要支援者のうち、地域によるハザード状況、対象者の心身の状況、居住実態等から優先度を総合的に判断し、優先度の高い方について、市主導により福祉専門職等の協力をえながら個別避難計画を作成することとなっております。

[会長]

事務局より成果目標2の説明と委員の質問と回答、あわせてご紹介いただきました。成果目標2について、市の評価がBとなっておりますが、委員の皆様から意見などはございますか。

[委員]

人数的なところですが、市内の計画相談事業所の数及び主任相談支援専門員の方の人数について教えてください。

[事務局]

相談支援事業所につきましては、加古川市内においては22事業所ございます。そのうち、主任相談支援専門員として、加古川市が推薦をさせていただき、研修を受講した方につきましては6名となっております。

[会長]

ありがとうございます。その他ご質問ございませんか。

[委員]

今の個別避難計画の5名の方ですが優先順位をつけてということですが、差し支えなければ、どういった方々なのか教えていただけたらと思います。

先ほどおっしゃったように、災害時の要支援者・援護者の数はかなり多いわけですが、実際この個別避難計画を作ることは大変なため、今のところ、優先順位の高い5名ということですが、それ以外

の方々に関しては、この個別避難計画はつくらずとも、例えば高齢者であればケアプラン、障害のある方であればサービス等利用計画とか、個別支援計画の中に、緊急時、或いは災害時のニーズという項目を入れていただくだけで随分違うと思いますが、そのようなことを取り組んでおられるのか、或いはそういうことをしていただけるのか、お答えいただけたらと思います。

また、普段からモニタリングのときにそういうことを話題にする。或いは、ご本人やご家族も災害時や緊急時にどうするかを意識を持っていただくことで、支援者にも意識を持っていただくことができるのかなというふうに考えています。

あと、公開情報に差があるというご指摘ですが、もし、具体的にどういう差があるのかお分かりでしたら教えていただけたらと思います。

もう1点は、医療的ケア児のコーディネーターが順調に設置に至っていないようですが、何がネックになっているのかというところです。

最後に、強度行動障害の方を支える地域の体制づくりをということですが、具体的にどういうことをされようとしているのか、教えていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

[事務局]

まずは、個別避難計画の関係について回答いたします。こちらにつきましては、昨年度、障害の方を対象に、策定した件数については、先ほど述べましたように5件となっております。

内訳としましては、手帳の種類で言いますと、身体に障害がある方が3名、精神の手帳をお持ちの方が2名。1名が身体と精神両方手帳を持たれており、療育Aの方が1名おられます。

うち1名につきましては、重度訪問介護を利用していらっしゃる方で、地域でも、実際にバギー等に乗っておられる方ですが、災害時に、公会堂への垂直避難が可能かといった観点から、地域の皆様と協力をいたしまして、バギーの昇降というのにご協力をいただいたという事例があります。

(※地域住民、福祉専門職、対象者やその親族と地域の集会所で個別避難計画策定のための説明会を実施した際に、地域の町内会などの協力を得て実施。)

また、個別避難計画についてなんですけども今回ご紹介させていただいた5名の方につきましては、ケアプランや個別支援計画にも、このような計画を作り、災害時は動くことを一言添えておりますが、今言われたような、個別避難計画の作成に優先順位をつけたときに、そこまで高くない方については、特に個別支援計画の中に何か一言謳うといったことは行っておりません。

続きまして、医療的ケア児の関係ですが、協議が進まなかった理由につきましては、昨年度はコロナ禍ということもあり、関係者間での話し合いが進まなかったというのが一番の影響です。ただし、今年度につきましては、来月以降に関係者の方で定期的に話し合いを進める予定になっております。

[事務局]

先ほどの説明の補足になりますが、サービス等利用計画の計画案の中に、緊急時の避難方法等について記載をしていただいている相談支援専門員もいらっしゃいます。その方は、相談員として経験も豊富で、らし・こども部会の参集メンバーでもあります。そのため、モニタリング時に、緊急時や災害時の避難等についてお話をさせていただく機会がある方は中にはいらっしゃる状況です。

次に、公開情報に差があるという市評価についてですが、各事業所の特徴は、メモ欄のような形でホームページ上には公開されています。中には写真の掲載がない事業所があり、その点で公開情報に差があると評価しました。

一方で最低限の情報としましては、住所や地図、電話番号、運営主体につきましては、すべての事業者で掲載している状況になっております。

地域の体制づくりについてですが、地域における住民の理解も重要と考えていることから、令和3年度に引き続き、4年度も同様に地域住民等の理解を進める研修会の開催を予定としておりますが、内容については未定となっております。

また、引き続き個人を支える仕組みについては、専門的な人材育成が必要であることから、兵庫県の研修会等も各事業所及び事業対象となる家庭に郵便での周知というのを今年度も行っている状況になっております。

[委員]

ベテランの相談支援専門員さんが作られるプランの中には、緊急時の対応のことが書かれてあるというところはすごく大事なことだと思います。すべての相談支援専門員さんが、そのようにアセスメントシートやモニタリングのシートに一言入れていただくと、広がっていくのかなというふうに思いますし、それを広げていただくのがいいかなと思いました。

[会長]

その他意見はございませんでしょうか。

[委員]

意見ではなく、身体障害者福祉協会での取り組みの報告になりますが、前年度、防災学習として、避難行動を学ぶ催しを身体障害者福祉協会で行いました。やはり、自分で自分を助ける、また地域に助けていただく、「自分の息子は仕事に行っているの、自分は足が悪いけれども、助けてもらえる人がいない。」それなら地域で繋がっていこうということを含めて、防災学習を学びました。

そのときに、避難行動を学ぶ講演会が開かれまして、何かあったときに、すぐには助けが来ませんので、担架等はなく毛布で自分の身を守るという知識を学びました。公助を待つより、まずは自助をしながら、共助していくことの大事さをこの時に学びました。

私たち、身体障害者福祉協会は（創設して）70年になりますけれども、自分たちで自分たちを助けたい、みんなで助けたい、みんなを助けたいということを、今日の話聞いてこのような催しが大事だということを感じまして、もっと自助にも力を入れながら、広げていきたいなと思いました。

[会長]

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

[委員]

個別避難計画についてですが、5名の方が優先的にされたということで、対象者は1万人いるとお聞きして、ぜひ今後、モニタリングの時、個別サービス等利用計画を作成するときに取り入れていていただきたいと思います。

それと強度行動障害者に対する支援事業のところですが、強度行動障害の子どもさんの親御さんにするとやはり、事業所の協力がなかなか得られないとよくお聞きします。

あかりの家というところで、支援員さんも一定期間、子どもといっしょに支援の仕方を学んでいただくということだと思のですが、事業所の方で、あかりの家に職員を派遣するというのが難しい、その点がネックになっているとお聞きしていますが、加古川市として事業所にそういうことを取り組んでもらうためにおこなっていることはあるのでしょうか。

[事務局]

強度行動障害者に対する支援として先ほどおっしゃっていただいた、あかりの家さんの支援の事業についてですが、改めて事業の説明をさせていただくと、事業の周知については、対象となる18歳以上の行動関連項目判定基準で、10点以上の方に対しては加古川市から制度の案内をさせていただいております。

また、令和3年度については、事業所からの問い合わせがありまして、事業に関する詳細の説明を事業所に対して行いましたが、先ほどおっしゃられたように、事業の実施には至りませんでした。

内容としては、人員配置が課題にはなっておりましたが、その点も踏まえて、兵庫県と事業の採択については、適宜相談をしているところでして、例えば、期間について、決められた期間から、柔軟な期間として短縮できる部分があるのではないかとということころは、市と兵庫県等でも協議をしているところではあります。ある程度柔軟な対応もしていただけると、兵庫県から回答いただいておりますので、今後、制度についてご希望がある方がいらっしゃる場合には、その都度、要件等を確認させていただき、兵庫県と協議し、できる限りにはなるのですが、柔軟な対応をさせていただきたいところです。

引き続き、事業については、まだ事例は少ないところではあります。効果については出ています。他市町から情報もありますので、制度の周知等には力を入れていきたいと思っております。

[会長]

はいありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。

[委員]

対象になる方はまだ多くいらっしゃるということで、1万人ということですが、現在、5名の方が個別避難計画を策定されたということですが、どこの町内会かを差し支えなければ教えていただきたいのと、あと町内会の方に向けてどのようにアプローチされているのかということころを教えてくださいたいと思います。

[事務局]

昨年度、計画を策定した地域については2か所ございます。

1か所目が、楠木平町内会、もう1か所が出河原町内会です。ここはすぐそばに加古川が流れておりますので、大雨が降ったときの災害のリスクが高い地域になっております。

そして、町内会の働きかけについては、個別避難計画事業を福祉部と防災部で連携をするようになっており、町内会への働きかけについては防災部の方から出前講座といったところで、制度や必要性についてはご案内をしているということで把握しています。

また、一方で、福祉専門職の方に計画策定の際には、ご協力いただくような形になりますが、こちらにつきましても、県の実施する研修で相談支援事業所や、介護のケアマネさんなどに情報提供しております。昨年、加古川市では100名近くが研修を受けましたが、兵庫県下では一番多くの方が受講したということで把握しております。

[会長]

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

最後に、私から一つだけ、この度、個別避難計画の必要な方ということで5名の方の計画を立てられたということですが、一方で、1万人の必要な方がいらっしゃるという数字を把握されているようですが、今後、どれぐらいのペースで計画を作成していくかの計画はございますか。

[事務局]

防災部の方に確認しまして、具体的に計画をいつまでにという数字は特に設けてはいないようですが、災害というのは、いつ起こるかわからないものでもありますので、まずは重度の方でフォローが必要な方を優先的に計画を策定していくということで進めていく予定です。

[会長]

はい、ありがとうございました。

それでは、目標2について、市の方の評価がB評価になっております。

協議会の評価としましては、いかがでしょうか。

Bでよろしいですか。

《全委員異議なし》

[会長]

そうしましたら協議会の評価もBといたします。

それでは、成果目標3「福祉施設から一般就労への移行等について」事務局から説明をお願いします。

《事務局より資料に沿って成果目標3について実施状況の説明。以下、意見交換の内容。》

[事務局]

本日ご欠席の委員より事前にご意見をいただいておりますので紹介します。

勤務先における人事異動に伴う担当者の変更により、障害特性の理解不十分等がミスマッチの原因になったとありますが、今後、担当者に障害特性の理解を深めてもらうための研修会と、具体的な対策を検討されていまして教えてください、の質問に対して回答させていただきます。

具体的な対策については検討できておりませんが、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し、対応策を検討して参ります。

[会長]

事務局より成果目標3の説明と委員の質問と回答、あわせてご紹介いただきました。委員の皆様から意見などはございますか。

[委員]

5ページの市の評価の下の方ですが、コロナ禍において就職はちょっと難しいというような状況にあるということは間違いないですが、下から3行目の適切な住宅、在宅での支援を積極的に認めていくということがございまして、就労系の福祉、障害福祉サービスにおける在宅支援が進んでいるかどうかというところは、お聞きしたいと思います。

もう1点は、ハローワークの取り組みのご紹介ですが、先ほど、人事異動によって、担当者が変更になり、障害特性の理解が不十分であったことで離職に至ったというような理由も説明されておりましたが、ハローワークの方では、例えば精神や発達障がい者に対しては、周りの方が理解をしていないとなかなか続かないというような状況もございまして、もし障がい者の方が精神・発達障がい者であれば、精神発達障害者仕事サポーター養成講座というものがございまして、周りの方、従業員の方に対して発達障害・精神障害の障害特性について理解を求めるような講座を開設しております。

定期的に行っている部分もありますが、会社の要請によっては出前講座もやっておりますので、こういった取り組みもまたご利用いただければと思いますので、ハローワークと連携していただきまして、定着を進めていただければと思います。

[事務局]

就労系事業所における在宅支援についてですが、国の通知に基づき、市町村が認めた場合に、通常報酬を請求できるとされていることから加古川市においても、就労系事業所から申請書の提出がございました。

具体的な数については、集計はしておりませんので、お伝えすることはできませんが、ほぼすべての事業所から申請があり、それに対して、すべて在宅での支援が行われているかというところまでは出ておらず、まずは在宅支援での可能性があるというところで申請がある状況でございます。

それに対して市としては、個別支援計画、運営規程等を確認させていただき、決定をしているという状況です。

[会長]

ありがとうございます。他に質問等ございませんでしょうか。

[委員]

今話題になっており、同じようなことを尋ねてしまうかもしれませんが、その就労定着支援のサービス利用が進まないのは、何がネックになっているとお考えか教えていただけたらと思います。

[事務局]

就労定着支援の事業についてですが、就労移行支援と同事業所で運営していることも多い状況で、一連の流れとなっていることも多いところではあるのですが、一方で、定着が進まない理由としましては、就労定着支援は、一般就職から6か月を経過してから利用開始できるサービスになっていることから、利用開始までに退職をしてしまう方がいらっしゃることも、または、その雇用されている会社自身で直接支援をするので、就労定着支援のサービスは不要と言われる会社もあるためだと考えています。

[会長]

ありがとうございます。その他ご質問ございませんか。

[委員]

先ほどの在宅への支援というところですが、就労移行支援事業所は2年間、24か月の利用期間が原則決まっておりますが、残念ながらこの中で通所はかなり厳しい状況が続いておりましたので、加古川市には在宅を積極的に認めていただいています。

ですので、やはり就労に向かってかなりモチベーションが下がるというところが、企業の就職に結びつかない一つの原因であるかと思いますが、そういった在宅での様子が、1日2回の電話などで、在宅の様子で体調面も確認できるというところで、モチベーションが落ち込まずに、就職までを迎えたというところで、昨年度は、ハローワークのおかげもあり、就職・就労移行の実績というのは前年度以上に就職者数が増えております。

また、それに伴って就労定着支援事業の利用者もそのまま移行していきませんが、先ほどおっしゃったように定着が進まない。定着の利用が進まない理由の6か月間の離職というところが、かなり大きな原因になり、やはりB型から就職された、A型から就職された、移行から就職されたというところで、もともといたサービスの事業所の支援員が6か月、定着に入るのもなかなか難しいと思います。また、就労移行に関しては6か月の定着の支援というのは、セットではなく、つなげていくという意味では、支援員が企業に訪問していますが、6か月の間相談支援事業所も切れてしまいます。

そういったところで、頑張っても6か月続いた場合であれば、6か月後にまた改めて計画相談事業所の相談員が、計画を変えて就労定着支援事業のサービスを利用するという現実があります。

ですので、就職された後、6か月間はやはり離職率は高いかなと思います。

そこに支援がないというのは就職された方にとってかなり不安が大きいところかなということで、それが一つのネックかと思います。

それから、今回、就職の体制ができたというところでは、柔軟な体制があったというので、市の評価の中には記載がありませんが、ここで他市のことになりませんが、この在宅の利用をなかなか認めて

いただけないところもあり、そうなる通所ができなくなってしまうという方も中にはいらっしゃいます。ですので、やはり継続して支援するということがとても大事なかなと思います。

それと、就労定着支援事業の利用促進におきましては、ハローワークと連携を常にさせていただいていますが、加古川の障害者就労・生活支援センターさんとも連携もさせていただいておりますので、その中には記載がありませんので、そういった機関とも連携をさせていただきながら、就労移行就労定着支援というのを、私どもで事業展開をさせていただいているというのが現実となります。

[会長]

貴重な意見ありがとうございました。就職後の6か月間の体制から、継続した支援についてのお話、ありがとうございます。何かこのあたりから、次のステップにつなぐようなヒントがあるように思いました。

他にご意見よろしいでしょうか。それでは成果目標3をまとめていきたいと思えます。

事務局の評価はB評価になっております。協議会としてはいかがでしょうか。Bでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは協議会の意見も、B評価としたいと思えます。

それでは続きまして成果目標4「障害児支援の提供体制の整備等について」事務局から説明をお願いします。

《事務局より資料に沿って成果目標4について実施状況の説明。以下、意見交換の内容。》

[会長]

ありがとうございました。成果目標4の説明が終わりました。

委員の皆様方から意見をいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

[委員]

私自身が少し勉強不足ですが、必要に迫られた事業だと感じています。

3番のところですが、市において医療的ケア児等に関するコーディネーターは未設置とありますが、やはりこれは、とても早急な検討が必要かと思えますが、この点について、具体的には進んでいるのでしょうか。

それと、重症心身障害児を支援している事業所数7とありますが、これは市内の事業所でしょうか。また、このニーズに対してあとどのぐらい足りないのでしょうか。

[事務局]

まず、1点目についてですが、市において、医療的ケア児に関するコーディネーターの設置ということで、令和5年度末までに設置するようになっておりますが、先ほどもお伝えしましたように、昨年度はなかなか話し合いが進まなかったというところで、具体的には進んでいないのが現状です。

ちょうど今週、兵庫県の方が加西市の社会福祉法人に委託を行いまして、医療的ケア児の支援センターを開設したというようなニュースも出ておりましたが、そのような事例も参考にしながら、どのような役割を持たせていく、また、どのような機関が役割を担うといったことも様々な事例を参考にしながら、目指すべき姿について検討していきたいと考えています。

続いて、2点目についてですが、事業所の数が7ということにつきましては、7事業所すべてが市内の事業所となっております。

実際に、児童発達支援事業所、うち2つの事業所については、受け入れ状況の確認をしております、現時点では数名の受け入れがまだできるという状況です。

なお、市内の重心児の支援をしている放課後等デイサービス事業所、6事業所に確認をしたところ、こちらについても、3事業所で数名の受け入れが可能というふうに確認しております。

現状ですが、数字だけを見ますと、満員になっていないということで、一定のニーズは満たしているのかなと考えておりますが、ただ個々の案件については、当然、対応できてないところもあると思いますので、市としましては、様々な補助金制度の案内をするといったところで、まずは定員数の増加や、選択肢を増やすという意味で、施設数の確保に努めていきたいと考えます。

なお、今動いている話というところで言いますと、2つの事業所の方から新規開設について相談を受けているといった状態でございます。

[委員]

ありがとうございました。

ニーズが少ないこともあって、ご家族の方は声が出しにくいと思います。もう大人になられた方で、何かあるたびに遠いところまでお母さんが送っていかれて、ショートに行くというようなケースを知っていますので、ぜひ力を入れて進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

[会長]

他によろしいでしょうか。

[副会長]

市評価であるとか、内容については概ねこれでいいと思いますが、特にその④の保育所等訪問支援を利用できる体制ということで、資料2の数値の動きを見ていると、確かに、数値としては上がっているのですが、もちろんこれは母数が小さければやはり上がっていくとは思いますが。

評価についてはこれでいいと思いますが、体制整備について数字及び内容として、本当にBでいいのかも含めていただけたらと思います。

つまり、児童発達支援、或いは放課後等デイサービスについてですが、仮にこれが、市が支給決定を打たれるときに、決めつけて週5日で打ってしまっているのか、それとも、市内にも認定こども園

が当然あるわけですから、認定こども園との並行通園も含めて、小さい時から障害だけの閉じた世界で支給決定をするのが加古川市の考え方なのか。それとも、その先に共生社会があるから、幼稚園・保育園の友達が誰もいない状態で、障害だけの世界からいきなり一般の学校、或いは極端な場合は特別支援学校へ行くという部分が、障害児支援としての加古川市の考え方なのかということも踏まえうえで考えるならば、私は保育所等訪問支援の数が、母数が少ないため100%と書いていますが、まだまだ少ないというか、これも3桁の数で、公立の認定こども園が率先して受けるのは当然というふうになっていかなければならないと思っています。

そのあたり、もうすでに並行通園の決定を打っている、或いはそれに際して、障害部局だけで話しても解決しませんので、児童部局がこの場に来て、どうあるべきか共生社会はってというような形のことを考えようとしているのか。

市の評価の中では、説明はどうしても障害部局のなかの説明になります。障害があるとかないとかは関係なく5歳は5歳、6歳は6歳だから、当然、要保護児童対策協議会とか、障害の協議会ではなくて、こどもの協議会の中でこういうことがされているのか、或いは児童部局はそもそもどういう認識なのかということも含めて初めてこの障害支援の提供体制という部分が評価できるのだろうなというふうに思いますので、今後そのようなところをご検討いただければと思います。回答は結構です。

[会長]

ありがとうございました。

私からも一つよろしいですか。

市評価のなかで、保育所等訪問支援における受け入れ側の学校への対応についてという、表現をされていますが、あえてこのように表現されていることは、受け入れ側の学校園に何か課題なり、受け入れるにあたって、問題とかいうのを抱えておられるのでしょうか。

[事務局]

こちらにつきましては、学校内に障害福祉サービスの事業所職員、具体的には相談支援専門員があたりと思われませんが、専門員の方が校内に入ることに對して、学校の協力が得られないことがあります。

また、障害のある子供の一貫した支援に繋がるよう、学校側の方にも各種障害福祉サービスの理解、協力を得られるように、ケース会議、或いは支援者会議等々で制度説明を行い、円滑な障害福祉サービスの利用につなげていけたらと考えています。

[会長]

実際にそういう説明会的なものは、もう今までにも行っておられるのですか。

[事務局]

実際に事例はありまして、そういったところは保育所等の訪問支援の職員が入ることに對して他の生徒の方と、そういったサポートを受けている生徒で、担任の先生において、教育方針について、や

はりズレが生じるところがあるというのを踏まえ、学校側として許可できないというような事例がありました。

そこにつきましては、制度説明や、各種兵庫県の教育委員会が作成している教育課程福祉の連携マニュアルというところも参考に提示させていただきながら、制度説明をおこなったという経緯があります。

[会長]

他に成果目標4について、ご質問等よろしいでしょうか。

それでは評価のまとめに入ります。市評価はB評価になっておりますが協議会としては、いかがでしょうか。

Bのままよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは協議会の評価もB評価ということでお願いいたします。

次に、成果目標5「相談支援体制の充実強化等について」事務局から説明をお願いします。

《事務局より資料に沿って成果目標5について実施状況の説明。以下、意見交換の内容。》

[事務局]

市評価については先ほども申し上げた通りになりますが、今回、この協議会で成果目標5の評価にあたりまして、加古川市障がい者基幹相談支援センターのセンター長様から事務局へご意見をいただいておりますので、要旨を紹介させていただきます。

市と、基幹相談支援センターについては、現在、相互に良好なコミュニケーションを取れる関係性ができており、様々な相談や提案についても前向きに受け取っていただいております。

この良好な関係性が属人的な一過性のものではなく、持続的なものとして相互に連携を深めることで、困難な地域課題にも取り組んでいけると考えます。というご意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。

[会長]

ありがとうございました。

ただいま成果目標5「相談支援体制整備の充実と強化」について説明がありましたが、委員の皆様から意見を頂戴したいと思います。

[委員]

基幹相談支援センター長からのご意見、本当にその通りだと思います。

先ほどの就労のところでも属人的なところでうまくいかないでは困るのでというのも本当にそのとおりだと思いました。

私から1点質問ですが、市評価の相談内容で、「不安の軽減に関すること」が14.7%ということですが、これは具体的にどなたのどのような不安が含まれているのか、また、その不安を軽減するための福祉サービスを利用するだけで、解決する不安だけとは限らないと思いますので、そのあたりで何かわかる範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。

[事務局]

不安の軽減に関する具体例についてですが、基幹相談支援センターに確認いたしますと、一般就労先で自身が発達障害ではないかと疑問を持っている方が、誰に相談してよいかもわからずに、不安に感じていたところ、適切な相談先につないでいただいたことで感謝をされる場合や、福祉サービス利用中の方につきましては、相談支援専門員に直接話しにくい事柄があった方がいらっしゃる、その方については相談支援専門員に代わり、センター職員がお話を聞くことで、不安の軽減に繋がったとのことです。事例については以上になります。

[会長]

他にございませんでしょうか。

先ほど、基幹相談支援センターのセンター長のコメントがありましたが、センターを受託する社会福祉協議会の立場で補足させていただきます。

現在、基幹相談支援センターを受託して、4年目になります。行政との関係はとても良好だというふうに聞いております。他市町で聞いておりますと、あまり良い関係でないのなかなか進まないといったこともあるそうですけれども、この良好な関係を継続して欲しいというのが、センター長の願いであります。

誠に申し訳ないと思いますが、行政の方、担当が変わって、或いは上司が変わる、そういうことでその関係が崩れてしまうことも多々あるかと思っておりますのでそういうことがないようにという願いを込めての発言かと思っておりますので、報告にかえさせていただきます。

それでは評価に入りますが、成果目標5について、こちらは順調に進んでいるというA判定ですが、協議会の意見としましてはいかがでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

では、A判定ということでお願いします。

それでは、最後に成果目標6「障害者福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関わる体制の構築について」事務局の方から説明をお願いします。

《事務局より資料に沿って成果目標6について実施状況の説明。以下、意見交換の内容。》

[会長]

ありがとうございました。成果目標6の説明が終わりました。
委員の皆様から意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[副会長]

本当に加古川市さんの場合、丁寧な対応されているということで事業者さんからの評価も高いと思います。ですから、市評価としてはこういう形では良いと思いますが、このA評価であるからこそ、この記載目標、体制確保でこういうことをしているというのには、該当しない部分の対応というのも同時並行してやっていただければと思います。

例えば、こういう取り組みをA評価で実施しているけれども、例えば、市内で不適切で指定取り消しになるようなことがあってしまうと、このAはなんだろうということになってしまいます。

例えば岡山県の某市なんかでは、グループホームが非常に不適切な運営をしていたため、指定取り消しになったというところで、通常、入所とか入居はなかなか手をつけにくいですが、やはりそれはきちんとした良いことは良い、悪いことは悪いと毅然とした対応をされていると思います。

一方、兵庫県で言うと、例えば、グループホームに行ってみたらそこに誰もいなくて物置扱いされている、日中活動の場で雑魚寝させられている、というのが、依然として放置されていると。それは県の権限ですが、例えばその支給決定を打っているところが、県と連動して、次の部分をしっかりと保護してあげないと、不正請求が2・3か月という形で、放置し続けられているということになってしまうと、仮にそれが加古川市で起きた場合には、これはどういうことだ。ということになります。

質の向上というのはイコール、不適切な事業所への毅然とした対応というものとセットで行っていただければと思います。これは要望ですので回答は結構です。

[会長]

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

[委員]

障害福祉サービス等の質の向上ということですが、私自身、なぜこの相談支援事業所に限られているのかというのが、全然わからない状況です。

何か、実際に直接サービスを提供している事業所やその職員さんに対して、研修とかは市としては、行われてないのでしょうか。

どの程度、それぞれの事業所で、職員さんたちが研修をされているという状況を把握されているのか、お聞きしたいです。

[事務局]

市が研修する内容につきましては、令和3年度につきましては相談支援専門員を対象にした研修となりました。

令和4年度につきましては相談支援事業所以外の事業所に対する研修会を開催予定としております。内容については未定となっております。

また、サービスを提供する事業所に対する、市以外の研修内容についてですが、兵庫県が福祉まちづくり研究所に委託している研修内容として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者に対して従事するために必要な研修、及び5年ごとの更新研修、また相談支援専門員につきましては、実務経験がある方を対象に、初任者研修を受講後は5年ごとに現任研修を受講することとなっております。さらに3年以上の実務経験を積むことで主任相談支援専門医研修も受講できる仕組みとなっております。

現場の支援に対する研修内容としては、市として令和4年度以降進めていきたいと考えております。

[会長]

他はよろしいでしょうか。

市の評価はA評価になっておりますが、協議会としてはAでよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[会長]

それでは、協議会としてもA評価でお願いいたします。

つきましては、すべての成果目標についての協議が終わりましたけれども、改めて全体を通じて、委員の皆様、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[委員]

この頃、新しいグループホームができているのですが、日中支援型というグループホームが多く進められているんです。それでないと、事業の継続が難しいというような説明をされます。

日中支援型のグループホームに入ってしまったって、そこで生活が完結するような、そういうグループホームを進められています。

わたしたちは地域でその人らしく、生き生きと生活することを自立生活と考える立場からすると、地域の施設に入ってしまうというイメージで受け取ってしまうので、そういうのではなく、他に、グループホームは暮らしの場所、そしてまたそこから地域の日中活動の場へ出かけるというのがすごく望ましいと思っているのですが、その日中支援型のグループホームというのが今出ているので、少し不安に思っているのですが、いかがでしょうか。

[事務局]

日中サービス支援型のグループホームは加古川市内にもありまして、そちらにつきましては年に1回加古川市の自立支援協議会の中で、実施状況について報告することとなっております。

報告の中には、項目が幾つかございまして、中には「地域に開かれた運営を行っているか」、「充実した地域生活を送るために、外出、余暇活動などを支援しているか」または、「他の日中活動サービスの利用を妨げていないか」という項目を掲げております。

このことに対して、事業所は、実施状況を協議会で報告をしていただき、それに対して自立支援協議会委員の皆様にご意見をいただき、最終的に評価をしていただいているという状況です。

ですので、そういったところで、開かれていない運営になっておれば、厳しいご意見をいただく場合もあります。

今のところ、昨今、新型コロナの影響で、満足いくような結果の報告にはなっていない状況ではございますが、そういった協議会の意見の場等を活用して開かれた日中支援型グループホームの運営を目指していきたいと考えております。

[副会長]

情報提供ですが、委員がおっしゃられたグループホーム、それから、これは日中支援型も含めてですが、兵庫県、それから、特に大阪では、大手のディベロッパーが事業説明会でグループホームどうですか、と勧誘しています。もちろん土地はあるため、建設されますが、それから先の福祉支援でどうするということまではディベロッパーは関心がありません。

なので、気を付けなければ、悪質なグループホームは出てきます。それを形だけの地域というふうにやっていたら完全に喰いものにされます。

構造的な欠陥で、書面さえしっかりしていれば、行政は断ることは基本出来ないの、ディベロッパー経由のグループホームをどれだけ排除していくか。それに関しては、そのグループホーム単体だけを考えているだけでは、市としては何も前に行かないと思います。

だからこそ、その施設、例えば日中支援型というのを 30 代の人が利用すべきか、そうでない人が利用すべきかと、だれが考えてもわかることなので、市としてどのようなプランを立てるか、施設としてはもっと専門的な、あるいは 50 歳以上の方にするとか、実際に大阪府はそれを 1 年かけて、あえてその施設も必要という立場で、府の事業として今年度しっかりとしたプランを立ててやる予定ですが、やはりそれは、兵庫県、或いは本当はその市において我が市民の施設入所者の今後、或いはグループホームでの暮らしは、というビジョンを持たないと、建って入りますということの繰り返しになるので、いずれディベロッパーの喰いものにされる可能性は高いと思います。私からは以上です。

[会長]

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。事務局の方もよろしいですか。

評価については A 評価でよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

6 議事

(2) その他

[会長]

事務局や委員の皆様からこの場で懸案事項等の報告はございませんでしょうか。

《報告事項なし》

[会長]

本日の議事はこれで終了いたしました。皆様の熱心なご議論に感謝申し上げます。ありがとうございました。

7 閉会

以 上